

別記第2号様式の3及び別記第2号様式の4中「届出者住所」を「届出者住所 郵便番号 -」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第29号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の2号を加える。

- (13) 窒素の含有量
- (14) りんの含有量

別表第8に次の1項を加える。

- 7 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽で、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第3条第1項の規定に基づき指定された指定地域のうち熊本県に属する地域に設置してあるものに限る。）

別表第10中

大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき箇)	日間平均 3,000	を	大腸菌群数 (単位 1
			窒素含有量 (単位 1
			りん含有量 (単位 1

立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
リットルにつきミリグラム)	120 (日間平均 60)
リットルにつきミリグラム)	16 (日間平均 8)

に改める。

別表第10備考3中「排出基準を定める省令」を「排水基準を定める省令」に改める。
別表第10中備考3を備考5とし、備考2の次に次のように加える。

- 3 し尿処理施設のみを排水施設として設置している指定工場から排出される排出水に係る生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の許容限度については、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 平成13年3月31日までに設置された、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既設単独処理浄化槽を設置する指定工場 120（日間平均 90）
- (2) 平成20年3月31日に現にし尿処理施設を設置している指定工場（前号に掲げる指定工場を除き、同日においてし尿処理施設の設置の工事を行っているものを含む。） 90（日間平均 60）
- (3) 前2号の指定工場を除く指定工場 40（日間平均 20）

- 4 窒素含有量及びりん含有量についての排水基準は、次の各号に掲げる排出水に限り適用する。

- (1) 有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域に排出される排出水
- (2) し尿処理施設のみを排水施設として設置している指定工場であって、平成20年3月31日後にし尿処理施設を設置するものから排出される排出水（同日においてし尿処理施設の設置の工事を行っているものを除く。）

別表第10の2備考を次のように改める。

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限り適用する。
- 3 検定方法は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法に

よる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第30号

熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則（平成14年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則

第1条中「フロン類回収業者等」を「第一種フロン類回収業者」に改める。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第9条中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第10条及び第11条を削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中

「第一種フロン類回収業者
第二種特定製品引取業者 廃業届出書」を「第一種フロン類回収業者廃業届出書」に改

め、「第28条及び第33条」を削り、「第一種フロン類回収業者
第二種特定製品引取業者 に係る」を「第一種フロン類回収業者
第二種フロン類回収業者」

に「破産」を「破産手続開始の決定」に、「精算人」を「清算人」に改め、「※ この様式中不用の文字は、用途に従い抹消するものとする。」を削り、同様式を別記第2号様式とする。

別記第5号様式を削る。

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第36条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品に係る第二種フロン類回収業者の登録等については、改正前の熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則第2条第3項及び第3条から第10条までの規定は、なおその効力を有する。

熊本県食の安全安心推進条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第31号

熊本県食の安全安心推進条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県食の安全安心推進条例（平成17年熊本県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申出の手続）

第2条 条例第15条の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

（1）申出者の氏名及び住所

（2）当該申出の内容及び理由

2 県は、前項の申出者に対し、講じた措置の内容を回答するものとする。

（身分証明書）

第3条 条例第18条第2項の身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

（勧告の通知）

第4条 条例第19条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

（公表）

第5条 条例第19条第2項及び第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

（意見陳述の機会の付与手続）

第6条 条例第19条第3項の生産者が同項の規定により意見を述べ、証拠を提示する場合は、知事が口頭であることを認めたときを除き、意見書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 知事は、意見書の提出期限（口頭により意見を述べ、証拠を提示する機会を与える場合は、その日時）までに相当な期間を置いて、前項の生産者に対し、意見陳述の機会を付与する旨を様式第4号により通知するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条から第6条までの規定は、平成17年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表）

身 分 証 明 書	第 号
所属 職 氏名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div>
上記の者は、熊本県食の安全安心推進条例第18条第1項（立入検査等）の規定による立入検査を行うことができる職員であることを証明します。	
年 月 日 熊本県知事 印	

（裏）

熊本県食の安全安心推進条例（抜すい）

（供給の禁止）

第17条 生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- （1） 農薬取締法第11条の規定により使用を禁止された農薬を使用して生産された場合
- （2） 薬事法第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品を使用して生産された場合
- （3） 食品衛生法第11条第1項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質が、同条第3項に規定する量を超えて残留する場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）

（立入検査等）

第18条 知事は、生産者が前条各号のいずれかに該当する農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該生産者に対し必要な報告を求め、その職員に農林水産物の生産活動の場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは当該生産者若しくは当該生産者の従業員等に質問させ、又はこの検査に必要な限度において、農林水産物その他の物件の提供を求めることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により生産者に物件を提供させたときは、正当な補償を行うものとする。
- 4 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。